

愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議設置要綱

（目的）

第1条 教育基本法第17条第2項に基づき、愛知県の教育振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を検討するため、愛知県教育振興基本計画（仮称）検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 検討会議は、前条の目的を達成するため、調査研究を行い、必要な意見を述べる。

（構成）

第3条 検討会議は、教育長が依頼した別表に掲げる委員により構成する。

（座長等）

第4条 検討会議には座長及び副座長を置き、構成員の中から教育長が依頼する。

2 座長は会議を総理し、座長が不在のとき、又は座長に事故があったときは、副座長がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 検討会議に関する庶務は、教育委員会総務課教育企画室において処理する。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。